

(参考3)

国民年金事務費交付金等  
年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金  
特別事情分算定基礎表の作成について



四国厚生支局  
年金管理課

令和7年12月

# 目 次

1. 特別事情分算定基礎表の概要	…… 3
2. 様式の記載方法【国民年金】	…… 8
3. 様式の記載方法【年金生活者支援給付金】	…… 13

# 1. 特別事情分算定基礎表の概要

# はじめに

○今回市町村において作成・報告していただく様式は以下の5種類です。

## ① 支出見込額報告書

※国民年金分と年金生活者支援給付金分を一体の様式として1つのエクセルファイルにまとめています。

## ② 国民年金事務費交付金等協力・連携算定基礎表

## ③ 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金協力・連携算定基礎表

## ④ 国民年金事務費交付金特別事情分算定基礎表

## ⑤ 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金特別事情分算定基礎表

○本資料では、上記5種類のうち、④国民年金事務費交付金特別事情分算定基礎表及び⑤年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金特別事情分算定基礎表の作成方法について説明しています。①、②、③については別資料にて作成方法を説明しますので、あわせて確認してください。

○提出時は上記5種類のファイル一式をまとめて提出してください。エクセルファイル以外にも必要な添付書類があります。提出方法の詳細は別資料「支出見込額報告書の作成について」の最終ページで確認してください。

# 特別事情分算定基礎表とは①

○国民年金事務費交付金等交付要綱4に規定する「災害その他特別の事情があると認める」もの、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付要綱15に規定する「特別の事情」によるものについては、「**特別事情分**」として該当する事項を通知(※)で定めており、当該事項に該当する場合はその費用が交付されます。

※「令和7年度における国民年金事務費交付金等交付要綱の取扱いについて」及び「令和7年度における年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付要綱の取扱いについて」

○特別事情分算定基礎表は、**通知で定められた特別事情分に該当する事項について、当年度の交付額を決定するために所要額を報告する**ものです。特別事情分算定基礎表で報告された所要額に基づき、年度末に交付額を決定します。

## 特別事情分算定基礎表とは②

○今年度の特別事情分に該当する事項は以下の通りです。

### 【国民年金】

- ①市町村の区域の全部又は一部が災害救助法が適用された災害を受け、基礎年金等事務の遂行が著しく阻害された場合
- ②基礎年金等事務の執行体制の整備を実施したこと
- ③②の他、厚生労働大臣が特に必要と認めるもの
- ④令和7年度税制改正に係る対応に必要なシステム開発等
- ⑤④の他、厚生労働大臣が特に必要なシステム開発と認めたもの

### 【年金生活者支援給付金】

- ⑥令和7年度税制改正に係る対応に必要なシステム開発等
- ⑦⑥の他、厚生労働大臣が特に必要なシステム開発と認めたもの。
- ⑧特別の事情により、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるもの

○特別事情分算定基礎表は、上記事項に該当するものがある場合のみ提出してください。該当するものが無い場合は提出不要です。今年度においては、該当するのは④・⑥のみを想定しています。

## 一般的な留意事項

- 実績の報告対象期間は**令和7年4月～令和8年3月**です。
- 所要額の根拠となる資料を確認し、金額に誤りがないよう正確に報告してください。また、作業内容と所要額が確認できる資料(請求書、領収書、見積書等の写し)を提出してください。
- 令和7年度税制改正に係るシステム改修費用については、6月～11月にご提出いただいたシステム改修所要見込額報告書の金額を記入してください。なお、報告済の金額から減額となる場合は、**減額後の金額**を記入してください。  
※報告済の金額から増額となる場合は、事前に当支局へご連絡ください。
- 特別事情分は「実費」により措置されるため、支出見込額を過大に計上し、翌年度に実施する決算報告において決算額が支出見込額を下回ると、差額分が返還となりますのでご留意ください。

## 2. 様式の記載方法 【国民年金】

# 表紙

◆都道府県番号及び市町村番号を記入する様式です。

(別添紙1 の別添紙2)

## 令和7年度 国民年金事務費交付金特別事情分算定基礎表

◆都道府県番号及び市町村番号  
を入力してください。

都道府県番号	都道府県名	市町村番号	市町村名
#N/A		#N/A	

## 集計表様式第2号 国民年金事務費交付金特別事情分集計表

◆各様式の金額の集計表で、特別事情分の「算定額」を表示します。入力は不要です。

集計表様式第2号

### 令和7年度 国民年金事務費交付金特別事情分集計表

◆合計欄に表示された金額が特別事情分  
の「算定額」となります。

(単位：円)

都道府県 番号	市町村 番号	市町村名	災害	その他特に必要と認められるもの（様式第3号）					合計 算定額
				ア 執行体制の整備	イ その他	ウ 令和7年度税制改正に係る対応に 必要なシステム開発等	エ ウの他、厚生労働大臣が特に必要 なシステム開発と認めたもの		
				（様式第2号）	（様式第3号その1）	（様式第3号その1）	（様式第3号その2）	（様式第3号その3）	
				算定額	算定額	算定額	算定額	算定額	
0	0	#N/A	0	0	0	300,000	0	300,000	

## 様式第2号 市町村の区域の全部又は一部が災害救助法が適用された 災害を受け、基礎年金等事務の遂行が著しく阻害された場合

◆記入を想定していません。該当する場合には事前に当支局までご連絡ください。

## 様式第3号(その1) 基礎年金等事務の遂行にあたり多額の費用を 要したこと等その他特別の事情がある場合

◆記入を想定していません。該当する場合には事前に当支局までご連絡ください。

## 様式第3号(その2) 令和7年度税制改正に係る対応に必要なシステム開発等

- ◆令和7年度税制改正に係るシステム改修経費について記入する様式です。該当する場合のみ記入してください。
- ◆9月～11月にご提出いただいたシステム改修所要見込額報告書の金額を記入してください。  
※報告済の金額から変更がある場合は、**変更後の金額**を記入してください。
- ◆該当する場合は作業内容と所要額がわかる資料(請求書、領収書、見積書等の写し)を添付してください。

その他特別の事情		開発・修正状況					処理形態
システム開発(プログラム修正)の内容  国民年金保険料の免除基準等に係る所得の額の計算方法の規定において、所得控除に「特定親族特別控除」を追加する。  システム修正等の内容	開発・修正による効果	地方厚生（支）局及び日本年金機構への協議内容	所要額	種類	積算内訳		
	国民年金システムにおいて、令和7年度税制改正への対応が可能となる。	システム改修に係る費用等について協議（本算定基礎表にて）	300,000円	別添（請求書・領収書・見積書等の写し）	のとおり	新規	<b>不明な場合は、空欄で構いません。</b>
						修正	修正部分にかかる修正後
						既存	未修正部分
						計	総ステップ数
							算定額合計
							300,000円

◆改修内容・所要額等について記入してください。  
※記入例を参考に記入してください。

◆システム改修所要見込額報告書の金額を記入してください。  
◆ここで計上した費用は「支出見込額報告書」の様式第3号(1)の「特別事情分」にも計上してください。

## 様式第3号(その3) ウの他、厚生労働大臣が特に必要な システム開発と認めたもの

◆記入を想定していません。該当する場合には事前に当支局までご連絡ください。

### 3. 様式の記載方法 【年金生活者支援給付金】

# 表紙

◆国民年金の特別事情分算定基礎表(9頁)と同様に作成してください。

## 集計表様式第2号 年金生活者支援給付金支給業務市町村 事務取扱交付金 特別事情分集計表

◆国民年金の特別事情分算定基礎表(9頁)と同様です。入力は不要です。

# 様式第2号(その1) 令和7年度税制改正に係る対応に必要なシステム開発等

- ◆令和7年度税制改正に係るシステム改修経費について記入する様式です。該当する場合のみ記入してください。
- ◆6月～11月にご提出いただいたシステム改修所要見込額報告書の金額を記入してください。
- ※報告済の金額から変更がある場合は、**変更後の金額**を記入してください。
- ◆該当する場合は作業内容と所要額がわかる資料(請求書、領収書、見積書等の写し)を添付してください。

その他特別の事情	(1) ア「令和7年度における市町村システムの改修経費に係る年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の措置について」(令和0年〇月〇日付け年管管発〇〇第〇号厚生労働省年金局事業管理課長通知)において示した、令和7年度税制改正に係る対応に必要なシステム開発等(交付要綱の15)					開発・修正状況		処理形態
	システム開発(プログラム修正)の内容	開発・修正による効果	地元厚生(支)局及び日本年金機構への協議内容	所要額	積算内訳	新規	プログラムのステップ数	
システム修正等の内容	○年金生活者支援給付金の所得の算定に当たり考慮する所得控除に、「特定親族特別控除」を追加する。  ○障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届を「特定親族特別控除」に対応した帳票レイアウトに変更する。	国保中央会ルートでの日本年金機構と市町村の所得情報等交換において、令和7年度税制改正に対応した所得情報等交換が可能となる。	システム改修に係る費用等について協議(本算定基礎表にて)	300,000円  150,000円	別添(請求書・領収書・見積書等の写し)のとおり	新規	①. 単独導入 B. 共同導入 C. 単独委託 D. 共同委託	①. 単独導入 B. 共同導入 C. 単独委託 D. 共同委託
		令和7年度税制改正に対応した障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届の帳票出力が可能となる。				修正	修正部分にかかる修正後	
						既存	未修正部分	
						計	総ステップ数	
				算定額 450,000円	SE 1人当たりの平均単価 ( PG 1人当たりの平均単価 円 )	算定額合計	450,000円	共同利用市町村名

見込み分を計上する場合は、次年度決算報告において決算額が見込み額を下回ると超過交付となるため、過大な見込額とならないよう注意してください。

- ◆改修内容・所要額等について記入してください。
- ◆改修項目が複数ある場合は項目ごとに改修内容及び所要額を記入してください。(記入例参照)  
※支出見込額報告書の様式第3号(3)は合計額の記入で構いません。

- ◆システム改修所要見込額報告書の金額を記入してください。
- ◆ここで計上した費用は「支出見込額報告書」の様式第3号(3)の「給付金 特別事情分」にも計上してください。

## 様式第2号(その2) アの他、厚生労働大臣が特に必要な システム開発と認めたもの

◆記入を想定していません。該当する場合には事前に当支局までご連絡ください。

## 様式第2号(その3) 特別の事情により、あらかじめ厚生労働大臣の 承認を受けてその定めるところによるもの

◆記入を想定していません。該当する場合には事前に当支局までご連絡ください。